観光SDGｓ公募イベント企画応援金交付要綱

令和６年７月２日決定

令和６年８月９日改正

（目的)

第1条　この要綱は、観光SDGｓ公募イベント企画募集の応援金を交付することにより大田区内でSDGsに取り組む観光活動団体等の育成支援を通じて、持続的な観光活動を推進することを目的とする。

　（対象事業）

第2条　応援金の対象となる事業は、大田区内で実施する事業を対象とし、観光を通じたSDGｓに資する活動とする。

　（対象期間）

第3条　応援の対象となる事業は、その年の10月１日から翌年の２月28日までの間で開始し、終了するものとする。

　（応援金額）

第4条　応援金額は、予算の定めるところにより交付する。応援金額は、１事業当たり上限を14万円とする。なお、補助率は応援対象経費の2/3以内とする。

　（対象経費）

第5条　応援金の対象となる経費は、別表第１に掲げるもので大田観光協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める経費とする。

2　別表第1に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる経費は、当該各号に定める額を限度とする。

（1）　物品購入費　1物品につき取得金額の100分の50を限度とし、本経費全体では申請金額のおおむね100分の25を限度とする。

（2）　委託費　申請金額のおおむね100分の20を限度とする。ただし、法令の定めによる配慮など会長が特別の事由があると認めたときはこの限りではない。

　（申請）

第6条　応援金を申請しようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）を、会長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、申請をすることはできないものとする。

（1）他の助成制度から申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で助成を受けるとき、及び受けることが決定しているとき。

（2）この要綱に基づき、同一団体等が同一年度中に複数の事業について申請しようとしているとき。

（3）第15条第1項第1号、第2号及び第6号に規定する事由により交付決定の取り消しを受けたことがあるとき又は受けた団体等と同一の団体等であるとみなされるとき。

　（審査）

第7条　大田区産業振興課長、大田区商業・観光振興担当課長及び大田観光協会事務局長、が、応援金の交付内容を審査するものとする。

　（交付決定）

第8条　会長は、第6条の規定による申請があったときは、前条の審査を受け、応援金の交付先及び交付金額を決定するものとする。

2　会長は、応援金の交付を決定したときは交付決定通知書（別記第２号様式）により、応援金を交付しないことを決定したときは不交付決定通知書（別記第３号様式）により、通知するものとする。

3　会長は、第１項において適正な交付を行うため必要があるときは、応援金の交付の申請に係る事項につき修正又は条件を付して応援金の交付を決定することができる。

4　前項の規定により応援金の交付の申請に係る事項につき修正又は条件を付してその交付を決定するに当たっては、その申請に係る当該応援事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

　（申請の撤回）

第9条　前条第2項の規定より通知する場合において、当該通知に係る応援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知しなければならない。

　（変更及び中止）

第10条　交付団体は、応援金の対象事業を遂行するに当たり、次の各号のいずれかに該当したときはあらかじめ会長の承認を受けるものとする。ただし、第1号及び第2号の変更が軽微であるときはこの限りでない。

（1）応援金の対象事業に要する経費の支出対象を変更しようとするとき。

（2）応援金の対象事業の内容を変更しようとするとき。

（3）応援金の対象事業を中止しようとするとき。

　（事故報告等）

第11条　会長は、交付団体が予定の期間内に完了しない場合又は応援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付団体をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

2　会長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに交付団体にその処理について適切な指示をしなければならない。

　（実績報告）

第12条　交付団体は、応援金の対象事業が完了したときは速やかに事業実績報告書（別記第4号様式。以下「報告書」という。）を会長に提出しなければならない。

2　会長は、応援金の対象事業の円滑かつ適正な遂行を図るため必要と認めたときは、応援金の対象事業終了前に応援金の対象事業の報告を求め、又は調査することができるものとする。

3　交付団体は、前項の規定により報告を求められたときは書面により報告するものとする。

　（是正のための措置）

第13条　会長は、前条の規定による報告又は調査の結果、適正に遂行されていない又は第8条第3項の規定により付した条件に適合しないと認めたときは、交付団体に対して是正の措置を講じることを命ずるものとする。

2　会長は、交付団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該応援事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3　会長は、前項の規定により応援事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、交付団体が当該応援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定の期日までにとらないときは、第15条第1項第6号の規定により当該応援金の交付の決定の全部または一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

　（応援金額の確定）

第14条　会長は、第12条第1項の規定により提出された報告書を審査し、応援金の交付決定の内容に適合すると認めるときは第8条の規定により決定した交付決定額の範囲で交付すべき応援金額を確定し、金額確定通知書（別記第5号様式）により交付団体に通知するものとする。

2　会長は、応援金額の確定に際し、必要に応じて交付団体に対し応援金の対象事業に係る帳簿等の閲覧又は写しの提出を求めることができる。

　（交付決定の取消し）

第15条　会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当したときは、応援金の交付決定の一部または全部を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正の手段により応援金の交付を受けたとき。

（2）応援金を当該応援事業以外の用途に使用したとき。

（3）応援金の交付決定の内容と当該応援事業の実施結果が著しく異なるとき。

（4）第6条の規定により申請できないことが発覚したとき。

（5）応援金の応援事業を中止しようとするとき。

（6）応援金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

（7）その他会長が必要と認めたとき。

2　会長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその内容を交付団体に対して交付決定取消通知書（別記第6号様式。以下「取消通知書」という。）により通知する。

3　第1項の規定は、応援事業について交付すべき応援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

　（事情変更による決定の取り消し等）

第16条　会長は、応援金の交付の決定した場合において、次に掲げる事情が生じたときは、応援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、応援事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（1）天災地変その他応援金の交付の決定後生じた応援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（2）交付団体が応援事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき（交付団体の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

（3）交付団体が応援事業に要する経費（応援金によって賄われる部分を除く。）を負担することができないとき（交付団体の責に帰すべき事情による場合は除く。）。

2　会長は、前項の規定による応援金の交付の決定の取り消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る応援金を交付することができる。

（1）応援事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

（2）応援事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

3　前項の応援金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る応援事業についての応援金に準ずるものとする。

4　第8条第2項の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

　（応援金の返還）

第17条　会長は、第15条又は第16条第1項の規定により応援金の交付の決定を取り消したときにおいて、当該応援事業の取消し部分についてすでに応援金が支払われているときは、第15条第2項に規定する取消通知書により期限を定め、その返還を交付団体に命ずるものとする。

　（財産処分の制限）

第18条　交付団体が応援事業により取得し、又は効用を増加した財産を、応援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けさせなければならない。ただし、応援金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

別表1

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 団体外部への謝礼、交通費、事務用消耗品費、物品購入費、リース・レンタル料、印刷料、郵送料、保険料、委託費、会場使用料、その他経費 |